

建築確認申請 設計者チェックリスト

使用上の注意>このチェックリストは通常適用される条項を抜粋して作成しています。全てを記載しているわけではありませんので、適用条項は建築基準関係法令により物件ごとに確認して下さい。

	建築物名称：	
添付図書	事前協議書 佐世保市中高層建築物等建築指導要綱の届出書 (要・不要)	チェック欄
	工場・危険物・廃棄物調書 (要・不要) 不適格建築物調書 (要・不要)	
	不適格特殊建築物調書 (要・不要) かけ敷地断面図 (要・不要)	
	敷地断面図 (要・不要) 浄化槽設置届出書 (要・不要)	
	構造計算書(要・不要) 構造計算適合性判定要否チェックシート	
	バリアフリー法チェックリスト(要・不要) 特別特定建築物2,000㎡以上	
	県外建築士事務所登録証明(要・不要)	
	共同廊下等の部分の容積率不参入措置適用調書(要・不要)	
	アスベスト調査報告書(要・不要)	
	防災計画書(要・不要)<通達>	
許可書、承認書、許可不要証明書(要・不要)		
当初確認済証<計画変更時>(要・不要) 計画変更床面積算定リスト(有・無)		

	根拠法令等	具体的内容	詳細事項
集団規定等	土法3	設計資格	規模構造の区分による資格審査
	法6、手数料条例	確認の要否、手数料	法6条1項(1号・2号・3号・4号) 別棟注意、手数料算定式の確認
	法93-1	消防同意	同意(必要、不要)、通知(必要、不要)
	法93-5	保健所通知	尿尿浄化槽、建築物衛生法(学校8000㎡以上、その他3000㎡以上)
	法43,条21,23,24	接道要件	法43条許可(要・不要)、条例承認(要・不要) 1000㎡ 6m,特建200㎡ 4m,店舗1000㎡ 計算,興業所等 8m
	法51	位置の決定	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設
	法87の2,88	設備、工作物	E V、擁壁申請の必要性
	法48	用途地域	建築制限に適合する用途、規模
	法52	容積率	道路幅員(W=) 緩和規定 住居系W×(4/10)= % , 其他W×(6/10)= % 地下室、共用廊下 申請容積率() / 上限容積率() 車庫、小屋裏物置
	法52-7		緩和規定 住宅系建築物で最大1.5倍
	法53	建ぺい率	申請建ぺい率() / 上限建ぺい率() 緩和規定(3項、細6)、適用除外 5項
	法55	絶対高制限	第1、2種低層住専内の高さ制限(10m)
	法56-1-1	道路斜線	適用距離 m, 数値 緩和規定 令132、細7
	法56-1-2	隣地斜線	隣地からの斜線(住居系 20m)(其他 31m)
	法56-1-3	北側斜線	水平距離×1.25+5m(第1、2種低層住専)
	法56-7	天空率	計画建築物>高さ制限適合建築物
	法56の2 法56の2-5	日影規制	1、2低層 7m,3F、その他住居系 10m その他(住居系外)で、住居系に日影を生じさせる場合 10m

地防 域火	法61	耐火建築物要求	3F又は100㎡超(耐火)、その他(準耐火) 緩和規定
------------------	-----	---------	--------------------------------

準 防 火 地 域	法62-1	耐火建築物要求	4F又は1,500㎡超(耐火)、500㎡超(準耐火)、3F(防火) 緩和規定 1項但書
	法62-2	延焼部分<木造>	延焼ラインの外壁、軒裏(防火)、門・塀(不燃)
	法63	屋根	不燃化
	法64	開口部	延焼ラインの外壁開口部(防火戸)

単 体	法19	敷地安全性	衛生、安全性(かけ条例、防湿、敷地排水)、安全上の措置	
	法21	大規模建築物	主要構造部の防火性能(H>13m軒H>9m)	
	法22	22 条 区 域	屋根	不燃
	法23		外壁<木造>	延焼ラインは土塗り壁以上
	法24	外壁、軒裏	延焼ラインは防火構造<木造特殊建築物>	
	法25	木造>1,000㎡	延焼外壁・軒裏の防火構造、屋根不燃化	
	法28-1	居室の採光	住宅1/7,その他1/5~1/10以上	
	法28-2	居室の換気	床面積*1/20以上、機械換気の場合には換気計算書	
	法28-3	火気室の換気	特建<別表(1)>、火気使用室の換気設備(住宅以外は換気計算書)	
	法28の2	シックハウス	換気計画(経路・回数)、使用建築材料(等級・面積)、天井裏等の措置	
	アスベスト	吹付け石綿、吹付けロックウールの使用禁止		
法29	地階の住宅等の居室	令22の2の基準に適合		

規定	法33	避雷針	H>20m場合設置、新JIS				
	法35の3	無窓居室主要構造部	採光1/20or開口部がなければ不燃以上				
	令21	居室天井高さ	H 2.1m確保				
	令22	木造床高・防湿	床高 45cm、床下換気口@5m				
	令23	階段の寸法	部位	階段1	階段2	階段3	階段4
	令27	EV機械室、物見塔は適用除外	蹴上				
			踏み面				
			有効幅員				
	令24	踊り場の位置・踏幅	踊場：学校・店舗・集会場等3m、その他4m以内 踏幅：1.2m以上				
	令25	階段の手すり	階段に手すり設置、幅員 3mの場合は中間に手摺				
令26	階段に代わる傾斜路	勾配1/8、滑りにくい仕上げ					
令28	トイレ採光等	非水洗トイレの採光、換気確保					
令129の2の5-2-6	飲料水の設備	給水タンクの6面点検(60cm)					

構造制限	法27-1	義務耐火	別表第1の区分による耐火建築物要求		
	令107	耐火構造<主要構造部>	主要構造部	要求時間	設計材質
			屋根	0.5	
			柱	2 or 1	
			梁	2 or 1	
			外壁	2 or 1	
			間仕切り	2 or 1	
			階段	0.5	
	令115の2の2	耐火不要の基準	主要構造部の1h耐火+防火戸+大開口部+周囲の通路		
	法27-2	義務準耐火	別表第1の区分による準耐火建築物要求		
令107の2	準耐火構造	主要構造部	要求時間	設計材質	
		屋根	30min		
		柱	45min		
		梁	45min		
		外壁	45min		
		間仕切り	45min		
階段	30min				
法2	延焼ライン開口部	防火戸、防火設備			

防火区画等	令112-1	1,500㎡区画	準耐火構造又は特防の区画(SP等で借読み規定あり) 適用除外 興行場、集会室の客席、体育館、工場、昇降機等(やむを得ない部分に限る)	
	令112-2	500㎡区画	準耐火構造又は特防の区画	
	令112-4	(義務準耐)	適用除外 体育館、工場、昇降機等(内装が準不燃以上に限る)	
	令112-3	1,000㎡区画	準耐火構造又は特防の区画	
	令112-4	(義務準耐)	適用除外 体育館、工場、昇降機等(内装が準不燃以上に限る)	
	令112-5~8	11F以上区画	100㎡、200㎡、500㎡、階段室	
	令112-9	竪穴区画	準耐火構造で地階又は3Fに居室がある場合 (注)昇降機の昇降路の防火区画(遮炎・遮煙の両者の性能が必要) 適用除外 吹抜けで仕上・下地不燃、戸建住宅・長屋の一部	
	令112-10,11	区画近接の外壁等	幅90cmは準耐火構造又は防火設備 適用除外 50cm突出壁がある場合	
	令112-12,13	異種用途区画		
	令112-14	防火戸の構造	1500㎡区画：煙or熱	
			500㎡区画：煙or熱	
			1000㎡区画：煙or熱	
			11F以上区画：煙	
			竪穴区画：煙	
	異種用途区画：煙			
	令112-15	区画貫通配管	EL/外埋 支障ない基準=告示3183(S44)	
	令112-16	区画貫通ダクト	ダンパー設置 排煙ダクトの場合はHFD(溶解温度280℃以上)	
	令114-2	防火上主要間仕切	学校・病院・診療所・児童福祉施設・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎には主要間仕切壁(耐火・準耐火・防火構造)を設ける	
	令114-3	木造建築物の隔壁	建築面積>300㎡の木造建築物は@1.2mに隔壁必要 適用除外 準耐火建築物、内装仕上・スリッパ等の設置、周辺地域が農業系	
	令114-4	渡り廊下の小屋組	小屋組木造で桁行>4mの場合は、隔壁必要	
令114-5	区画貫通部の処理	貫通部を不燃材料等で埋める<令112条15項と同様の扱い>		
令115	煙突			
法26、令113	防火壁<木造等>	床面積 1,000㎡に設置義務、耐火・自立構造		
法35の3、令111	無窓居室	採光有効 1/20又は 1m内接×耐火構造or防火構造 適用除外 別表1(イ)用途		
条10	ボイラー室区画	主要構造部を不燃、開口部を防火設備、耐火構造又は特防で区画		
条15	客席と舞台の区画	準耐火構造による区画		
令117	適用範囲	特建(1)~(4)・3F・採光無窓居室・延べ面積1000㎡超		

廊下・避難階段・出入口	令118	客席からの出口	興行場では外開き
	令119	廊下の幅員	小中高校 (2.3m 1.8m)、病院・共同住宅・200㎡超 (1.6m 1.2m)
	令120	歩行距離	直通階段までの歩行距離、耐火・準耐で+10m 採光無窓注意
	令121-1, -2	2以上直通階段	用途(1~5号)かつ規模(6号)、主要構造部耐火・準耐・不燃で倍読み
	令121-3	重複距離	歩行距離の1/2 緩和規定:避難上有効なバルコニー、屋外通路等
	令121の2	屋外階段の構造	原則、直通階段で屋外に設ける木造は不可
	令122-1, 123	避難階段等設置	5F・B2F 避難階段以上、15F・B3F 特別避難階段、100㎡区画緩和有
	令121-1, 122-2 124-1, 125-3, 4	物販店舗 (>1500㎡)	二方向避難、3階以上は避難階段設置 避難階段等の幅、屋外への出口の幅
	令125	屋外への出口	避難階の歩行距離、興行場では外開き
令125の2	施錠装置の構造	かぎなしで解錠	
令126	手すり 1.1m	屋上、バルコニー手すりの高さ	

排煙設備	令126の2	設置	特建(1)~(4) 500㎡、3Fかつ500㎡、排煙無窓居室、延べ面積1000㎡の200㎡居室 適用除外有り
	令126の3-1	防煙区画 500㎡	防煙壁(天井下50cm)で区画、告示30(S47)の基準
	令126の3-2	排煙口の不燃化	煙に接する部分は不燃材料
	令126の3-3	排煙口の位置	排煙区画部分 排煙口までの距離30m
	令126の3-4	オペレーターの設置	排煙口には手動解放装置を設置
	令126の3-5	オペレーターの位置	壁設置(バルコニー含む) FL=80~150cm、天井設置FL=1.8m
	令126の3-6	排煙口の常閉	通常は常閉、開放時は閉鎖のおそれない構造
	令126の3-7	排煙風道の構造	令115-1三、四号に適合するもの、区画貫通部はバルコニー詰
	令126の3-8	排煙機の設置	(排煙口<床面積*1/50+外気接触)以外は設置
	令126の3-9~12	排煙機の構造	排煙能力、予備電源、中央管理室、告示1829(S45)の基準
	H12告示1436	排煙機設置扱い	防煙壁+H 3m+内装準不燃以上+換気設備能力 二
	H12告示1436	天井 3mの排煙	排煙口 FL2.1m、防煙壁より上部設置、排煙上有効 三
H12告示1436	2階住宅	200㎡以下の住宅・長屋 四	
H12告示1436	排煙規定の緩和	室 四八(1)(2)、居室 四八(3)(4)	
非常用照明	令126の4	設置	特建(1)~(4)、3階かつ500㎡超、採光無窓居室、1000㎡超建築物、通路
		設置緩和	令126の4但し書、H12告示1411に該当する場合は設置不要
	令126の5	非常用照明の構造	予備電源、直接照明、床面1ルクス以上の照度
H12告示1411	適用除外	避難階居室(屋外まで30m)又は直下・直上階居室(避難階段又は屋外まで20m)	

進入・通路	令126の6	非常用進入口設置	3階以上の階 代替措置有り
	令127	通路の適用範囲	特建(1)~(4)・3F・採光排煙無窓居室・延べ面積1000㎡超
	令128	敷地内通路	屋外避難階段、出口からの幅員1.5m以上通路確保
	令128の2	敷地内通路	大規模木造では幅員3m以上通路確保
内装制限	令128の3の2-1-1	内装無窓居室・通路	A>50㎡で開口<1/50の居室
	令128の4-1-1, 2	特建の居室・通路	別表(1,2,4)、車庫、修理工場
	令128の4-1-3	地下居室、通路	別表(1)(2)(4)の特建の居室
	令128の4-2, 3	大規模居室・通路	3F500㎡超、2F1000㎡超、1F3000㎡超(学校、別表(2)除外)
	令128の4-4	火気使用室	適用除外 耐火・準耐火の住宅、住宅・併用住宅の最上階(平家含む)

構造計算	令81	許容応力度等計算	法6-1(2・3号建築物)、高さ>13m、軒高>9mの組積・無筋コンクリート造
	令36-4	超高層建築物	60m超の建築物大臣認定が必要
	通達建設省住指発131号H8.3.29	中高層建築物(45m超60m以下)	(財)日本建築センター等の審査機関による構造評定
	令43 W造	柱小径	横架材間距離
	令46 W造	筋かい計算	地震力に対する検討、風圧力に対する検討、耐力壁(軸組)の配置バランス(H12告1352) 小屋裏物置等の取り扱い注意
	令48 W造	学校の木造校舎	外壁筋交、桁行12mごとの間仕切り壁桁行2mごとの柱・梁・小屋組配置、柱の小径
	令49	外壁内部等の防腐措置	外壁下地の防水紙、地面から1m以内部分の防腐措置
	令69, 70	S造	斜材、壁等のバランスのよい配置、柱の耐火被覆(3F以上)
	令62の2~の7	補強CB造	
	H14告411	丸太組構法	
	H13告1540	枠組壁工法	
	H13告1025	壁式ラーメンRC構造	
	H13告1026	壁式RC構造	
	S造柱脚	S造柱脚部固定度	「建築構造審査要領」1999・11参照
	H12告1347	基礎	建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件
	H13告1113	地盤・基礎杭	地盤調査、地盤の許容応力度、基礎杭の許容支持力

車庫等	条18	構造制限	A>50㎡の場合は準耐以上
	条19	異種用途区画	A>50㎡の場合は他用途部分と区画
	条25	接道要件	A>150㎡の場合 特定行政庁の承認 警察協議 (要・不要)、出入口口前に興行き1mの空地

共同住宅・長屋	令115の2の2	木造3階建	軒裏を準耐以上、準防火地域内は開口部の防火戸設置義務あり	
	法30	界壁の遮音構造	令22の3	
	令114-1	主要な間仕切壁	耐火、または防火構造で小屋裏まで設ける	
	令129の2の5-1-8	3階以上共同住宅	ガス配管設備（ヒューズコック等） S56告1099	
	条7、条9-3	天井・階段裏仕上	仕上げは準不燃以上	
	条8、条9-2	主出入口の位置	道路に面して設置	
	条9-1	長屋の構造制限	主要出入口が道に面しない（6戸以上）はW造不可	
	条22	接道要件	敷地 > 200m ² 4m接道（ただし書きあり）	
興行場等	条11	出入口の数と幅	屋外の出入口の数と幅、客席部の出入口の数と幅、客席部の定員算定方法	
	条12	直通階段の幅等	直通階段の幅、直通階段への出入口幅	
	条13	廊下の位置と幅	長さ、幅など	
	条14	客席部の構造	床幅 80cm、高さ 50cmで手すり設置、縦断通路は3m毎に横断通路必要	
	条15	客席と舞台の区画	準耐火構造による区画	
	条16	避難階段		
	条16の2	避難経路	出口の幅	
	条16の3	複合用途への適用	避難経路など	
	条16の4	複合用途階段共用	直通階段の幅など	
	条17	制限の緩和	承認	
その他	H14告474	特定畜舎等	「畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説のポイント」2003・2参照	
	令61	組積造のへい	高さ1.2m以下、壁厚、4m以下の控壁、基礎根入深さ200	
	令62の8	補強CB塀	高さ2.2m以下、壁厚、鉄筋配置、控壁、鉄筋の末端、基礎	
	細31	中間検査	中間検査（有・無） 特建(1)～(4)で地階除く階数3かつ500m ² 超 申請書3面 指定特定工程年月日記載	